

日医発第 140 号 (介 15)  
平成 29 年 4 月 26 日

都道府県医師会 会長 殿

日 本 医 師 会 長  
横 倉 義 武

平成 29 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）への  
協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会会務に関し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、厚生労働省は、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握するため「介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)」を実施することとし、本会宛に調査協力の依頼がありました。

当該調査は、サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置や給与、収入・支出の状況等を調査し、介護報酬改定に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されるものです。調査客体は層化無作為に抽出され、調査実施時期は平成 29 年 5 月（平成 28 年度決算額を調査）、調査票返送については、5 月 31 日までに投函をお願いしております。

なお、平成 29 年度実態調査における見直し内容としては下記のとおりです。

- ①実態調査の調査対象期間を単月分から 1 年分に変更
- ②長期借入金返済支出を新たに把握
- ③国庫補助金等特別積立金取崩額の記載項目を移行

(②、③については、平成 28 年度概況調査で既に見直し済であり、  
実態調査でも同様に見直す内容)

本会と致しましては、介護サービスの実情把握に資するものとして、当該調査の実施に協力することといたしました。貴会におかれましても本調査の趣旨をご理解いただき、貴会会員の先生方にもご協力を賜りますよう周知方宜しくお願い申し上げます。今回の調査結果は、介護給付費分科会等での検討資料として大きな意味を持つことから、回収率の向上にご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

ご参考までに介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、居宅サービス（福祉関係、医療関係）の調査票を入手しておりますので、ご送付いたします。

## 記

（別添資料）

○平成 29 年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）への協力依頼について

（老発 0410 第 20 号 平 29.4.10 厚生労働省老健局長通知）

- ・平成 29 年度介護事業経営実態調査の実施について（案）  
（第 134 回社会保障審議会介護給付費分科会（H28.12.28）資料 3）
- ・介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票
- ・介護老人保健施設票
- ・介護療養型医療施設票
- ・居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）
- ・居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（医療関係）

○参考資料：調査の概要・注意事項（調査記入要領より抜粋）

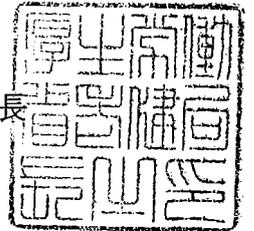
以上



老発0410第20号  
平成29年4月10日

公益社団法人  
日本医師会 会長 殿

厚生労働省老健局長



平成29年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）への  
協力依頼について

介護保険制度の推進につきましては、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、介護サービス施設・事業所の経営状況を把握し、介護報酬の改定のための基礎資料を得ることを目的に、「平成29年度介護事業実態調査（介護事業経営実態調査）」を実施することといたしました。

本調査は、介護サービス施設・事業所における経営状況を把握し、介護報酬の改定のための基礎資料とする予定です。

つきましては、調査の趣旨をご理解いただき、貴団体より所属の施設・事業所に対し、調査への協力について周知するなど特段のご配慮をお願いいたします。

<b>社保審一介護給付費分科会</b>		<b>介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会</b>	
<b>第 134 回 (H28. 12. 28)</b>	<b>資料 3</b>	<b>第 21 回 (H28. 12. 28)</b>	<b>資料 3</b>

## 平成 29 年度介護事業経営実態調査の実施について（案）

平成 29 年度介護事業経営実態調査（以下「実態調査」という。）については、平成 28 年度介護事業経営概況調査（以下「概況調査」という。）における見直し内容も踏まえて、以下の基本的な考え方に沿って調査を行ってはどうか。

### 1 調査の目的

各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査時期及び公表時期

#### (1) 調査時期

平成 29 年 5 月（平成 28 年度決算額を調査）

参考：平成 26 年度実態調査の調査時期は平成 26 年 4 月

（平成 26 年 3 月分の収支状況を調査）

平成 28 年度概況調査の調査時期は平成 28 年 5 月

（平成 26 年度及び平成 27 年度決算額を調査）

#### (2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、平成 29 年 10 月を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

参考：平成 26 年度実態調査の公表時期は平成 26 年 10 月

### 3 調査対象等

#### (1) 調査対象

全ての介護保険サービス（平成 26 年度実態調査と同様）

なお、平成 28 年 4 月に創設した地域密着型通所介護について、平成 29 年度実態調査より調査対象サービスに追加している。

#### (2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出（平成 26 年度実態調査と同様）

#### (3) 抽出率

別表参照

#### (4) 調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等

## 4 調査の基本方針

### (1) 調査票等について

調査票については、各サービスの収入及び支出等のデータについて引き続き漏れなく取得する必要があることから、平成28年度概況調査の調査項目と同様とする。

また、第126回社会保障審議会介護給付費分科会（平成27年12月14日）において取りまとめられた「介護事業経営実態調査等の見直しについて」を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

- 平成29年度実態調査における新たな見直し内容
  - ・ 実態調査の調査対象期間を単月分から1年分に変更
    - ※ 概況調査の調査対象期間は28年度調査より改定前後の2年分に変更済
- 平成28年度概況調査で既に見直し済みであり、実態調査でも同様に見直す内容
  - ・ 長期借入金返済支出を新たに把握
  - ・ 国庫補助金等特別積立金取崩額の記載項目を移行

### (2) 回収率及び有効回答率の確保策

(参考) 実態調査の有効回答率：23年度調査 30.9% → 26年度調査 48.4%

概況調査の有効回答率：25年度調査 41.7% → 28年度調査 47.2%

#### ① 決算額の調査

平成29年度実態調査より調査対象期間を単月分から1年分に変更し、決算額を調査することにより数値の正確性を高めるとともに、記入者負担の軽減を図る。

#### ② 既存情報の活用

平成26年度実態調査及び平成28年度概況調査と同様、既存情報（「介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当））を活用することによって調査項目を限定し、記入者の負担を軽減する。

#### ③ オンライン調査の促進

調査票の記入や提出の負担を軽減するため、紙の調査票による調査に加えて、調査専用ホームページを利用したオンライン調査を引き続き実施するとともに、オンラインによる回答の活用を推奨する。

### (3) 抽出率の見直し

回収率及び有効回答率を確保するための方策に加えて、調査結果の精度の向上のため、抽出率の見直しを行う（別表参照）。

## 5 具体的な調査項目 ※ 介護老人福祉施設票の例

調査項目については、調査年度の修正や形式的な変更を除き、平成 28 年度概況調査と同様の項目とする。

○：調査している項目      －：調査していない項目

### (1) 施設の概要

調査項目	今回調査	平成 28 年度概況調査	平成 26 年度実態調査	理由
開設年月	○	○	○	平成 28 年度概況調査と同様に調査。
経営主体	○	○	○	
会計期間の状況	○	○	－	既存情報から取得できないため、平成 28 年度概況調査と同様に調査。
会計の区分状況	○	○	○	
サービス提供の状況	○	○	○	支出項目の按分等に必要のため、既存情報から取得できない項目について、平成 28 年度概況調査と同様に調査。
併設サービスの状況	○	○	○	

### (2) 建物の状況

調査項目	今回調査	平成 28 年度概況調査	平成 26 年度実態調査	理由
建築延べ床面積	○	○	○	支出項目の按分等に必要のため、既存情報から取得できない項目について、平成 28 年度概況調査と同様の項目により引き続き調査。
入所部分、通所部分の各施設・設備に係る延べ床面積	○	○	○	
上記以外の介護保険サービスに係る専用延べ床面積	○	○	○	

### (3) 職員数と職員給与

調査項目	今回調査	平成 28 年度概況調査	平成 26 年度実態調査	理由
職種別職員配置の状況	○	○	○	支出項目の按分等に必要のため、既存情報から取得できない項目について、平成 28 年度概況調査と同様の項目により引き続き調査。
職種別給料	○	○	○	
通勤手当	○	○	○	
賞与又は賞与引当金繰入	○	○	○	
退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入の状況	○	○	○	
法定福利費（事業主負担）	○	○	○	

### (4) 収支等の状況

#### ① 事業収入等

調査項目	今回調査	平成 28 年度概況調査	平成 26 年度実態調査	理由
介護福祉施設介護料収入（収益）	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 28 年度概況調査と同様の項目により引き続き調査。
居宅介護料収入（収益）	○	○	○	
居宅介護支援介護料収入（収益）	○	○	○	

調査項目	今回調査	平成 28 年度 概況調査	平成 26 年度 実態調査	理由
介護予防・日常生活支援総合事業費収入（収益）	○	○	—	一部の会計基準の変更に伴い、平成 28 年度概況調査より新たに調査。
保険外の利用料による収入（収益）	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 28 年度概況調査と同様の項目により引き続き調査。
その他の事業収入（収益）	○	○	○	
その他の収入（収益）	○	○	○	
介護報酬査定減	○	○	○	
事業活動収入（サービス活動収益）計	○	○	○	

## ② 財務活動等による支出

調査項目	今回調査	平成 28 年度 概況調査	平成 26 年度 実態調査	理由
設備資金借入金元金償還金支出	○	○	—	借入金の償還状況は既存情報から取得できないため、平成 28 年度概況調査より新たに調査。
長期運営資金借入金元金償還金支出	○	○	—	

## ③ 事業支出等

調査項目	今回調査	平成 28 年度 概況調査	平成 26 年度 実態調査	理由
事業活動支出				既存情報から取得できないため、平成 28 年度概況調査と同様の項目により引き続き調査。
人件費	○	○	○	
経費	○	○	○	
直接介護支出	○	○	○	
給食材料費	○	○	○	
介護用品費	○	○	○	
保健衛生費	○	○	—	
消耗器具備品費	○	○	○	
車輛費	○	○	○	
光熱水費	○	○	○	
燃料費	○	○	○	
その他の直接介護支出	○	○	○	
一般管理支出	○	○	○	
福利厚生費	○	○	○	
旅費交通費	○	○	○	
研修費	○	○	○	
通信運搬費	○	○	○	
事務消耗品費	○	○	○	
印刷製本費	○	○	○	
広報費	○	○	○	
修繕費	○	○	○	
保守料	○	○	○	

調査項目		今回調査	平成 28 年度 概況調査	平成 26 年度 実態調査	理由
	賃借料	○	○	○	既存情報から取得できないため、平成 28 年度概況調査と同様の項目により引き続き調査。
	土地	○	○	○	
	建物及び建物付属設備	○	○	○	
	設備器械	○	○	○	
	その他の賃借料	○	○	○	
	保険料	○	○	○	
	自動車保険料	○	○	○	
	その他の保険料	○	○	○	
	租税公課	○	○	○	
	委託費	○	○	○	
	派遣委託費	○	○	○	
	給食委託費	○	○	○	
	送迎委託費	○	○	○	
	清掃委託費	○	○	○	
	その他の委託費	○	○	○	
	雑費	○	○	○	
	その他の一般管理支出	○	○	○	
	減価償却費	○	○	○	
	建物及び建物付属設備減価償却費	○	○	○	
	車輛船舶設備減価償却費	○	○	○	
特殊浴槽減価償却費	○	○	○		
その他の減価償却費	○	○	○		
国庫補助金等特別積立金取崩額	○	○	○		
徴収不能額	○	○	○		
引当金繰入	○	○	○		
その他	○	○	○		
事業活動支出計	○	○	○		
うち消費税課税対象支出計	○	○	—		
事業活動外収入	○	○	○		
うち借入金利息補助金収入	○	○	○		
事業活動外支出	○	○	○		
うち借入金利息	○	○	○		
特別収入	○	○	○		
特別支出	○	○	○		
うち会計区分外繰入金支出	○	○	○		
うち法人本部に帰属する経費： 役員報酬等	○	○	○		
うち消費税課税対象支出計	○	○	—		
うち法人税等	○	○	○		

## 平成29年度介護事業経営実態調査の抽出率について

	母集団数	抽出率	参考					
			介護事業経営実態調査			介護事業経営概況調査		
			平成26年度	平成23年度	平成20年度	平成28年度	平成25年度	平成22年度
介護老人福祉施設	7,648	1/4	1/4	1/4	1/12	1/4	1/4	1/4
介護老人保健施設	4,224	1/4	1/4	1/4	1/10	1/4	1/4	1/4
介護療養型医療施設	1,285	<u>3/5</u>	1/2	1/2	1/4	1/2	1/2	1/4
訪問介護	33,432	<u>1/10</u>	1/5	1/5	1/10	1/25	1/20	1/20
訪問入浴介護	2,021	1/2	1/2	1/2	1/2	1/5	1/5	1/10
訪問看護	10,436	<u>1/10</u>	1/5	1/5	1/10	1/25	1/25	1/40
訪問リハビリテーション	3,956	<u>1/2</u>	1/3	1/3	1/10	1/7	1/20	1/20
通所介護	23,133	<u>1/10</u>	1/5	1/5	1/20	1/25	1/20	1/20
通所リハビリテーション	7,599	1/5	1/5	1/5	1/5	1/10	1/10	1/30
短期入所生活介護	10,207	1/7	1/7	1/7	1/20	1/20	1/40	1/40
特定施設入居者生活介護	4,831	<u>1/4</u>	1/3	1/3	1/10	1/5	1/10	1/20
福祉用具貸与	7,311	1/2	1/2	1/2	1/2	1/25	1/30	1/60
居宅介護支援	39,757	<u>1/20</u>	1/10	1/10	1/10	1/15	1/10	1/20
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	684	1/1	1/1	—	—	1/1	1/1	—
夜間対応型訪問介護	183	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型通所介護	20,686	<u>1/10</u>	—	—	—	—	—	—
(再掲)療養通所介護	87	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型通所介護	3,708	1/2	1/2	1/2	1/5	1/10	1/10	1/20
小規模多機能型居宅介護	5,072	1/2	1/2	1/2	1/5	1/12	1/10	1/10
認知症対応型共同生活介護	13,096	<u>1/12</u>	1/10	1/10	1/20	1/20	1/10	1/10
地域密着型特定施設入居者生活介護	302	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	1,987	1/2	1/2	1/1	1/1	1/2	1/2	1/1
看護小規模多機能型居宅介護	349	1/1	1/1	—	—	1/1	1/1	—

※ 母集団数は「介護給付費等実態調査（平成28年8月審査分）」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当））の請求事業所数

※ 本調査は、政府統計の一般統計調査であり、統計法に基づき総務大臣の承認を受ける必要があるため、総務省による審査の過程で抽出率等調査事項に変動があり得る。

## 1. 調査の概要

### [1] 調査の目的

介護保険法において、介護報酬は各サービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしています。この調査では、各々の介護サービスについての費用等の実態を明らかにし、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としています。

### [2] 調査の対象

日本全国の介護保険サービスの指定施設・事業所が対象です。

介護保険施設	介護老人福祉施設
	介護老人保健施設
	介護療養型医療施設

指定居宅サービス事業所  指定居宅介護支援事業所  地域密着型サービス事業所	訪問介護(介護予防含む)
	訪問入浴介護(介護予防含む)
	訪問看護(介護予防含む)
	訪問リハビリテーション(介護予防含む)
	通所介護(介護予防含む)
	通所リハビリテーション(介護予防含む)
	短期入所生活介護(介護予防含む)
	短期入所療養介護(介護予防含む)
	特定施設入居者生活介護(介護予防含む)
	福祉用具貸与(介護予防含む)
	居宅介護支援・介護予防支援
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
	夜間対応型訪問介護
	地域密着型通所介護
	認知症対応型通所介護(介護予防含む)
	小規模多機能型居宅介護(介護予防含む)
	認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)
	地域密着型特定施設入居者生活介護
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
	看護小規模多機能型居宅介護

### [3] 調査対象の選定方法

調査対象となる指定施設・事業所を、級地区分、施設・事業所規模別に層化し、1/1~1/20の抽出率（抽出率は調査対象サービスによって異なります）により無作為に客体を選定しました。

### [4] 調査の主体

厚生労働省が実施します。

### [5] 調査票提出のお願い

調査票は同封の返信用封筒を用いて、

「厚生労働省老健局老人保健課 介護事業実態調査事務局」

（〒100-8786 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第5号館）

宛てに、平成29年5月31日（水）までにご投函ください。

また、専用ホームページ（<https://29kaigo.net/keiei/>）からもご提出いただけます。

## 2. 調査についての注意事項

### [1] 調査全体に関する注意事項

- ・この調査は総務省より一般統計として承認されており、調査報告の秘密は厳守されます。行政上の経営管理や税務調査のための資料といった、統計以外の目的に使用することはありません。
- ・この調査は、施設・事業所の経営に関する事項のみを調査するものです。したがって病院又は診療所等の事業と家計の両方にわたり、共通で利用されるものについては両者を区分けし、事業に利用される部分のみを正確に記入してください。
- ・事業を休・廃止した場合は、お手数ですが、その旨を調査票の表紙に記載して、全調査項目について未記入のまま返送してください。
- ・調査対象サービス以外の介護保険サービスを併設している場合、1つの施設又は事業所に、調査票が複数届くことがあります。調査対象サービスがそれぞれ異なっておりますので、お手数ですが全ての調査票に記入のうえ、返送してください。ただし、併設している介護保険サービスも含めた損益計算書を作成していて、調査対象サービスのみ収益と費用を把握していない場合は、問4（1）、（3）のみ同じ内容を記入して頂くこととなりますので、2通目以降は問4（1）、（3）のコピーを同封して頂いても構いません。問4（1）、（3）以外のページについては記入する内容が異なりますので、別途記入してください。
- ・問1～3については、問4内の各費目を調査対象サービス分とそれ以外に、正しく按分（切り分ける）するために必要な項目となりますので、お手数ですが全項目に回答をお願いします。
- ・調査票の内容についてお問い合わせする場合がありますので、調査票は、記入した項をコピーし、1部をお手元に保存しておいてください。

[2] 調査票の記入に際しての注意事項

- ・調査票は、黒HBの鉛筆又は黒のボールペンを使って、楷書の書体で明確に記入してください。
- ・数字を記入する場合は、すべて算用数字（1, 2, 3…）で記入してください。桁のある欄に数字を記入する場合は、右詰めで記入してください。
- ・記入すべき値が「0」の場合は、「0」を必ず記入してください。例えば、回答人数が0人、あるいは回答金額が0円の場合は、無記入ではなく、必ず「0」と記入してください。
- ・回答欄の数字に○をつける場合は、該当する番号を○で囲んでください。

【例】 1. 単独会計

2. 一体会計

- ・金額は、円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。
- ・金額の合計欄がある場合は、必ず該当する内訳の数値の合計額を記入してください。

[3] 調査票の記入内容に関する注意事項

- ・特に期間に指定があるもののほかは、平成29年4月30日現在の実績について記入してください。
- ・記入内容について確認させていただく場合もございますので、調査票の表紙の欄に、貴施設・事業所の電話番号、FAX番号及び回答担当者について必ず記入してください。
- ・開設主体である自治体等から運営の委託を受けている場合は、委託元から受ける委託費ではなく、提供した介護サービスに対する介護報酬を記入してください。介護報酬額が不明な場合は、委託元から介護報酬等収入に関しての情報提供を受ける等して、記入してください。
- ・具体的な記入に際し、ご不明な点があれば、介護事業実態調査事務局（電話番号：0120-772-286）までお問い合わせください。